

アメリカにおけるDNA型情報により被告人を特定して起訴する取扱いについて

1 連邦法

(1) 公訴時効期間

連邦法では、死刑に当たる罪は、公訴時効にかからない（合衆国法典18編213章3281条）が、死刑に当たらない罪については、公訴時効が存在し、その期間は、特則がない限り、5年とされている（3282条(a)）。

(2) 連邦法におけるDNA型情報により被告人を特定して起訴する制度

2003年、立法により、性的虐待に関する罪（注1）について、DNA型情報により被告人を特定して起訴することが認められた。

同法には、

容疑者の身元が特定できない事件でも、性的虐待に関する罪の起訴については、特定のDNAプロフィール(a particular DNA profile)を持つ者として起訴すれば足りる。

上記の方法で起訴した場合、その起訴が公訴時効期間内になされていれば、時効にはかからない。

ということが規定されている（3282条(b)）（注2）。

（注1）性的虐待に関する罪としては、強姦、強制わいせつ等の罪が掲げられている。

（注2）3282条(b)の訳文（抄）

(1) 被告人の人定が特定できない109 A章の事件（性的虐待に関する罪）の起訴に際しては、氏名は分からなくとも、特定のDNAプロフィールを持っている個人として起訴すれば足りる。

(2) (1)の手法による起訴が犯行後5年以内にされている限り、通常の公訴時効にはかからない。

(3) 「DNAプロフィール」とは、DNA個人識別特性の組み合わせ(a set of DNA identification)を意味する。

2 州法

(1) DNA型情報により被告人を特定して起訴することを州法で認めている州

いくつかの州の州法では、DNA型情報により被告人を特定して起訴する制

度が制定法に規定されている。

デラウェア州

デラウェア州法は、連邦法とほぼ同様の規定を有するが、条文上対象犯罪は限定されていない。

(参照) デラウェア州法典 3 1 0 7 条(a)の訳文

被告人の人定が特定できない事件の起訴に際しては、氏名は分からなくとも、特定のDNAプロファイルを持つ者として起訴すれば足りる。

アーカンソー州

アーカンソー州法は、DNAよりも幅広い概念と思われる「生物学的な証拠 (biological evidence)」による起訴を認める規定を有する。条文上対象犯罪は限定されていない。

(参照) アーカンソー州法典 5 - 1 - 1 0 9 条(i)の訳文

もし、ある者が犯罪を犯したことを立証する「生物学的な証拠 (biological evidence)」があって、かつ、その者の人定が不詳であるときは、その起訴がその不詳者に対してなされ、その起訴にその不詳者の生物学的な情報が含まれ、かつ、その生物学的な情報がその不詳者にのみ当てはまると言えるであろうときには、起訴がされたものとする。

* なお、アメリカのある調査によれば、上記2州のほか、ニューハンプシャー州とミシガン州において、DNA型情報により被告人を特定して起訴する制度が制定法に規定されている。

(2) DNA型情報により被告人を特定して起訴する運用を行っている州

例えば、ニューヨーク州法には、DNA型情報により被告人を特定して起訴する制度は規定されていないが、ニューヨーク市では、運用として、2003年以降、強姦等の性犯罪について、氏名不詳のまま、DNA型情報により被告人を特定して起訴し、公訴時効の進行を停止させる取扱いが行われていた(いわゆる「ジョン・ドゥ起訴プロジェクト (John Doe Indictment Project)」)。

なお、同州では、2006年に強姦等の主要な性犯罪の公訴時効が廃止されている。